児童手当からの民間保育所保育料の徴収についてのご案内

名古屋市の民間保育所保育料について、児童手当からの支払いができます。別添の申出書により申込むことが可能です。記載いただき、<u>区役所民生子</u> ども課までお持ち込みいただくか、送付いただきますようにお願いします。

通常ですと、滞納分の保育料は銀行窓口等(コンビニエンスストアでの納付は不可)に赴き、納付書で納付する方法しか納付方法がありません。

この制度は、一年間の児童手当の支給額の中から<u>それぞれの支給月から希</u>望する額を天引きすることが可能となる制度です。

計画的に滞納保育料を減らすことができますので、是非ご利用ください。

※公務員の方や名古屋市以外で児童手当を支給されている方は、利用できません。

保育料の滞納をされた場合、地方税の例により財産調査や勤め先への連絡、 給与等の差し押さえなどの処分がされる可能性があります。

また延滞金についても今後計算し請求することがあるため、早期に納付を 検討してください。

なお、児童手当から利用料を徴収する場合は、児童手当の支給日が利用料の 納付日となります。